(19) **日本国特許庁(JP)** 

# (12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第6705655号 (P6705655)

(45) 発行日 令和2年6月3日(2020.6.3)

(24) 登録日 令和2年5月18日 (2020.5.18)

(51) Int.Cl. F 1

 F 1 6 L
 37/12
 (2006.01)
 F 1 6 L
 37/12

 F 1 6 L
 21/08
 (2006.01)
 F 1 6 L
 21/08

 F 1 6 L
 19/08
 (2006.01)
 F 1 6 L
 19/08

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2016-12515 (P2016-12515) (22) 出願日 平成28年1月26日 (2016.1.26)

(65) 公開番号 特開2017-133565 (P2017-133565A) (43) 公開日 平成29年8月3日 (2017.8.3)

審査請求日 平成30年12月19日(2018.12.19)

||(73)特許権者 000005278

株式会社ブリヂストン

東京都中央区京橋三丁目1番1号

(74)代理人 100079049

弁理士 中島 淳

В

(74)代理人 100084995

弁理士 加藤 和詳

(74)代理人 100099025

弁理士 福田 浩志

|(72)発明者 細田 幸宏|

東京都中央区京橋三丁目1番1号 株式会

社ブリヂストン内

審査官 渡邊 聡

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】管体保持部材、及び管体保持部材の製造方法

### (57)【特許請求の範囲】

### 【請求項1】

板状の基部と、

前記基部の厚み方向に前記基部から突出して前記基部と一体に形成される爪部とを備え

複数の前記基部が一方向の直線状に連結された状態に形成され、

管継手の内側に形成される管体挿入空間に、前記爪部の突出方向が前記管体挿入空間の 径方向内側になるように環状形に変形させられた状態で配置され、

前記基部に、前記一方向に対して交わる向きに開口する第1開口部が形成され、

前記基部に、前記第1開口部の開口方向と反対方向に開口して形成され、前記環状形に 変形させられた際に前記第1開口部と前記環状形の周方向に噛み合い可能な複数の第2開 口部を備える、板状の管体保持部材。

### 【請求項2】

前記第1開口部は、前記基部同士の連結位置に形成される、請求項<u>1</u>に記載の管体保持部材。

### 【請求項3】

請求項1<u>又は請求項2</u>に記載の管体保持部材を板状体から成形する、管体保持部材の製造方法。

### 【請求項4】

各々連結された複数の前記基部を管体の管径に応じて所定の長さに切断し、環状に変形

させて前記管体保持部材を作成する、請求項3に記載の管体保持部材の製造方法。

【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### [00001]

本発明は、管体保持部材、及び管体保持部材の製造方法に関する。

#### 【背景技術】

#### [0002]

管継手に挿入された管体の管継手からの抜け出しを防止するため、管体が挿入される管継手にはロックリングが用いられている(例えば、特許文献1参照)。

このロックリングの内径側には爪が設けられており、管体の外表面に爪が食い込むこと で管体を保持し、管体が管継手から抜け出すことを防止することが出来る。

【先行技術文献】

#### 【特許文献】

### [0003]

【特許文献1】特開2009-92153号公報

### 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

#### [0004]

ロックリングに備えられる爪は管体の外表面に食い込むことが必要とされるため、管体の外径寸法に応じて製作された金型を用いて、ロックリングを製造する必要がある。

仮に、管体の外径に対してロックリングの直径が大き過ぎれば、管体の外表面に爪が食い込む深さが不足し、管継手から管体の抜け出しが発生する可能性がある。また、管体の外径に対してロックリングの直径が小さ過ぎれば、爪が食い込む深さは過剰となり、爪が管体の内周面まで達し、漏水が発生する恐れがある。

#### [0005]

本発明は上記事実を考慮し、複数の外径寸法の管体に応じて容易に寸法を変更できる管体保持部材を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

#### [0006]

請求項1に記載の管体保持部材は、板状の基部と、前記基部の厚み方向に前記基部から突出して前記基部と一体に形成される爪部とを備え、複数の前記基部が一方向の直線状に連結された状態に形成され、管継手の内側に形成される管体挿入空間に、前記爪部の突出方向が前記管体挿入空間の径方向内側になるように環状形に変形させられた状態で配置され、前記基部に、前記一方向に対して交わる向きに開口する第1開口部が形成され、前記基部に、前記第1開口部の開口方向と反対方向に開口して形成され、前記環状形に変形させられた際に前記第1開口部と前記環状形の周方向に噛み合い可能な複数の第2開口部を備え、前記爪部が前記管体の外表面に食い込んで管体の前記管継手からの抜け出しを防止するものである。

### [0007]

この管体保持部材は、板状の基部と一体に形成される爪部を備え、複数の基部が一方向の直線状に連結された状態に形成される。この管体保持部材を、管継手の内側に形成される管体挿入空間に配置する際には、爪部の突出方向が管体挿入空間の径方向内側になるように管体保持部材を環状形に変形させる。その際、管体の寸法に応じて管体保持部材を切断等することで、管体保持部材を環状形に変形させたときの寸法を任意に設定することができる。これにより、管体の外径寸法に応じた複数の寸法のロックリングを作成する必要がなくなる。

### [0009]

<u>また、</u>この管体保持部材では、基部に一方向に対して交わる向きに開口する第1開口部が形成されているため、管体保持部材を湾曲させるのに要する力を軽減することが出来る。このため、管体保持部材を環状に変形させやすくすることができる。

20

10

30

40

更に、この管体保持部材では、管体保持部材を環状形に変形させた際に、管体保持部材の一端の第1開口部を他端の第2開口部に噛合わせることできる。したがって、管体保持部材の弾性により再び管体保持部材が一直線状に延びることを抑制し、管体保持部材を環状形に保つことが出来る。

### [0010]

請求項<u>2</u>に記載の発明は、請求項1の管体保持部材において、前記第1開口部は、前記 基部同士の連結位置に形成されるものである。

### [0011]

この管体保持部材では、前記第1開口部は、前記基部同士の連結位置に形成されるものであるため、基部同士の境界において管体保持部材の切断をしやすくすることができ、管体の外径寸法に応じて基部の数を容易に調整することが出来る。

[0014]

請求項<u>3</u>に記載の管体保持部材の製造方法は、請求項1<u>又は請求項2</u>に記載の管体保持部材を板状体から成形するものである。

### [0015]

この管体保持部材の製造方法では、基部同士を連結する工程を経ることなく、板状体から管体保持部材を成形することができるため、容易に管体保持部材を製造することが出来る。

### [0016]

請求項<u>4</u>に記載の発明は、請求項<u>3</u>に記載の管体保持部材の製造方法において、各々連結された複数の前記基部を前記管体の管径に応じて所定の長さに切断し、環状に変形させて前記管体保持部材を作成するものである。

[0017]

この管体保持部材の製造方法では、管体の外径寸法に応じて製作された金型を用いてロックリングを製造することなく、容易に管体保持部材を製造することが出来る。

### 【発明の効果】

#### [0018]

以上説明したように、本発明の管体保持部材、及び管体保持部材の製造方法は、複数の外径寸法の管体に応じて容易に寸法を変更できる管体保持部材を提供する、という優れた効果を有する。

【図面の簡単な説明】

[0019]

- 【図1】本発明の実施形態に係る板状の管体保持部材を示す平面図である。
- 【図2】環状形に変形させた本発明の実施形態に係る管体保持部材を示す拡大斜視図である。
- 【図3】(A)は所定の長さに切断した管体保持部材を環状に変形させた状態と、管継手本体を示す分解斜視図、(B)は管体保持部材が管継手本体の内部に配置された状態を示す斜視図である。
- 【図4】本発明の実施形態に係る管体保持部材を示す斜視図であり、(A)は第1開口部と第2開口部が噛合う前の状態を示し、(B)は第1開口部と第2開口部が噛合った際の状態を示すものである。
- 【図5】本発明の実施形態に係る管体保持部材が内部に配置された管継手に、管体が挿入された状態を示す断面図である。
- 【図6】本発明の実施形態に係る管体保持部材の製造方法を示す概略図であり、(A)は平板を示す斜視図である。(B)は、パンチ加工により、基部、第1開口部及び第2開口部を形成した状態を示す斜視図である。(C)は、プレス加工により、基部に爪部を形成した状態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

### [0020]

図1及び図2を用いて、本発明の実施形態に係る管体保持部材100及び、管体保持部

20

10

30

40

10

20

30

40

材100の製造方法について説明する。

### [0021]

### 「管体保持部材]

図1に示すように、管体保持部材100は、複数の板状の基部101が一方向(矢印L方向)に直線状に連結された板状の形状に形成されている。以後、単に「一方向」というときは、基部101同士が直線状に連結された方向を意味する。

#### [0022]

基部101には、爪部102が一体に形成されている。爪部102は、基部101の厚み方向に該基部101から突出している。一例として、この爪部102は、基部101の側部から、基部101の厚み方向かつ基部101の連結方向に直交する方向に突出して形成されている(図2及び図6(B)参照)。

図 1 ~ 図 2 に示される例では、1 つの基部 1 0 1 あたり 1 つの爪部 1 0 2 が形成されているが、1 つの基部 1 0 1 あたり複数の爪部 1 0 2 が設けられてもよい。

### [0023]

基部101には、一方向に対して交わる向きに開口する第1開口部103が形成されている。一方向に対して交わる向きとは、例えば基部101の幅方向の一方(矢印W1方向)である。第1開口部103は、基部101同士の連結位置105に、例えば直線状のスリットとして形成されている。平面視における連結位置105の形状は、第1開口部103によって略U字形とされている。この連結位置105は、爪部102よりも矢印W2方向に張り出しているが、第1開口部103によって曲げ剛性及び曲げ強度が低められている。なお、第1開口部103の形状は、直線状のスリットに限られず、波線状のスリットであってもよい。

### [0024]

第1開口部103は、基部101からの爪部102の張出し方向に対して反対方向(矢印W1方向)に開口している。なお、第1開口部103の開口方向は、該張出し方向と同方向(矢印W2方向)であってもよく、また、矢印W1,W2方向に対して傾斜していてもよい。

### [0025]

基部101には、第1開口部103の開口方向と反対方向、例えば矢印W2方向に開口する第2開口部104が形成されている。第2開口部104は、管体保持部材100を環状形に変形させた際に、第1開口部103と環状形の周方向に噛み合い可能な、例えば直線状のスリットとして形成されている(図4(B)参照)。この第2開口部104は、一方向(矢印L方向)における爪部102の両側にそれぞれ形成されている。これにより、一方向(矢印L方向)における爪部102の両側における基部101の曲げ剛性及び曲げ強度が低められている。なお、第2開口部104の形状は、直線状のスリットに限られず、波線状のスリットであってもよい。

### [0026]

### 「管継手内への管体保持部材の配置 ]

次に、図1~図5を用いて、管継手201における管継手本体部202内への管体保持部材100の配置について説明する。図1に示されるように、管体保持部材100は、当初は板状に形成されている。この管体保持部材100を管継手201(図3)の中に配置する際には、管体保持部材100を所定の長さ、例えば切断線C1,C3において切断した後、図3に示されるように、環状形に変形させる。この際、環状形の内側(例えば環状形の軸心方向かつ径方向内側)に爪部102が突出した状態とする。なお、切断線C1,C3は、共に第1開口部103の位置に相当する。

## [0027]

図3(A),(B)に示されるように、管体保持部材100は、上記環状形の状態で、管継手201の内側に形成された管体挿入空間203に配置される。これにより、爪部102の突出方向は、管体挿入空間203の径方向内側となる。

### [0028]

図2,図3に示される例では、環状形の管体保持部材100がC字状であり、その周方向(矢印C方向)に開いているが、管体保持部材100を環状形にしたときの形状はこれに限られない。例えば図1において、板状の管体保持部材100を切断線C2,C3において切断する。切断線C2の位置は、切断線C3から見て切断線C1よりも遠く、かつ切断線C1が位置する第1開口部103に隣り合う第2開口部104の位置に相当する。切断位置をこのように設定することにより、管体保持部材100の一端に第1開口部103が位置し、他端に第2開口部104が位置することとなる。

### [0029]

この管体保持部材 1 0 0 を、図 4 ( A )に示されるように環状に変形させ、その両端に位置する第 1 開口部 1 0 3 と第 2 開口部 1 0 4 とを矢印 D 方向に嵌合させ、環状形の周方向に噛み合わせると、管体保持部材 1 0 0 が該周方向に閉じた状態となる(図 4 ( B ) )。これにより、管体保持部材 1 0 0 の弾性により、再び管体保持部材 1 0 0 が一直線状に延びることを抑制し、管体保持部材 1 0 0 を環状形に変形させた状態を保つことが出来る。管体保持部材 1 0 0 をこのように変形させて、管継手本体部 2 0 2 (図 3 , 図 5 )内へ配置してもよい。

#### [0030]

### 「管継手]

図5において、管継手201は、管体保持部材100、管継手本体部202、止水部材204、及びキャップ205により構成されている。管体保持部材100は、管体300に対するロックリングとして機能とする。

### [0031]

管継手本体部202は、管状に形成され、内側に管体挿入空間203が備えられている。管体挿入空間203は、管継手201の第1側(図5中(I))から管体300を挿入するため空間である。

#### [0032]

管継手本体部202の内側には、管体300の外表面301に当接することで管体300と管継手201を水密に保つ環状の止水部材204が配置される。

図5に示される例では、止水部材204は、管体300の外表面301に当接する所謂外面止水のほかに、所謂内面止水の構成としてもよい。内面止水の構成では、管体300の内側に挿入される内筒を管継手本体部202に設け、内筒の外周に止水部材204を配置することで、管体300の内側に止水部材204を当接させる。

### [0033]

止水部材204は、例えば弾性体の0リングからなり、管体挿入空間203に管体30 0が挿入されると、管継手本体部202に密着するように変形する。

### [0034]

図3に示すように、管体保持部材100は、環状形に変形させられた状態で、かつ爪部102が管継手201の第2側(図5中(II))に向かって突出する向きで、管体挿入空間203に配置される。

### [0035]

キャップ 2 0 5 は環状形に形成され、図 5 に示されるように、管体保持部材 1 0 0 の第 1 側 ( I ) に配置され、管継手本体部 2 0 2 の第 1 側 ( I ) の端部に対して、例えば螺合により固定されている。

### [0036]

このように構成された管継手201において、管体300が管体挿入空間203に挿入されると、管体保持部材100の爪部102が管体300の外表面301に食い込んで、管体300を係止する。これにより、管体300の管継手201からの抜け出しを防止するようになっている。このとき、管体300の外表面301と管継手本体部202の内周面が、止水部材204によって水密に密閉される。このようにして、管体300が管継手201にワンタッチで接続される。

### [0037]

50

10

20

30

#### (作用、効果)

次に、本発明の実施形態の管体保持部材100の作用を説明する。

#### [0038]

図1に示されるように、管体保持部材100は、板状の基部101と一体に形成される爪部102を備え、複数の基部101が一方向の直線状に連結された状態に形成される。図3(A),(B)に示されるように、この管体保持部材100を、管継手201の内側に形成される管体挿入空間203に配置する際には、爪部102の突出方向が管体挿入空間203の径方向内側になるように管体保持部材100を環状形に変形させる。その際、管体300の寸法に応じて管体保持部材100を切断等することで(図1)、管体保持部材100を環状形に変形させたときの寸法(内径)を任意に設定することができる。これにより、管体300の外径寸法に応じた複数の寸法のロックリングを作成する必要がなくなる。具体的には、管体300の外径寸法に応じて多くの寸法の金型を製作することなく、管体300の外径寸法に対応した管体保持部材100を容易に得ることができ、爪部102の食い込み量の不足による管継手201からの管体300の抜け出しの発生や、爪部102が管体300を貫通することによる漏水といった不具合を抑制することが出来る。

[0039]

なお、管体保持部材100は、管体300の少なくとも半周以上の長さに対応した長さに切断されるのが好ましい。その長さは、管体300の内部に生じる圧力等によって管体300が管継手201から引き抜かれる力に応じて、適宜調整することが出来る。

### [0040]

図1~図2に示すように、基部101に一方向に対して交わる向きに第1開口部103が形成されているため、管体保持部材100を湾曲させるのに要する力を軽減することができる。このため、管体保持部材100を環状形に変形させやすくすることができる。

図1,図2に示されるように、開口部は、基部101同士の連結位置に形成されるものであるため、基部101同士の境界において管体保持部材100の切断をしやすくすることができ、管体300の外径寸法に応じて基部101の数を容易に調整することが出来る

## [0041]

### [管体保持部材の製造方法]

管体保持部材100は、図6(A)に示すように、板状体の一例たる帯状の平板400から成形される。まず、図6(B)に示されるように、平板400にパンチ加工を施すことにより、基部101、第1開口部103及び第2開口部104を形成する。続いて、図6(C)に示されるように、基部101の一部をプレス加工によって折り曲げることにより、爪部102を形成する。これにより、板状の管体保持部材100を製造することができる。

### [0042]

なお、パンチ加工とプレス加工を同時に行うことで、基部101、第1開口部103及び第2開口部104と、爪部102とを同時に成形することができる。また、爪部102を基部101に、接着や溶接によって設けることも出来る。

なお、錆の発生による強度低下を抑制するため、平板 4 0 0 の材質はステンレス鋼であることが好ましい。

## [0043]

図1に示されるように、板状の管体保持部材100を管体300(図5)の管径に応じて所定の長さに切断してから環状に変形させて、環状の管体保持部材100を作成する(図2)。

### [0044]

この管体保持部材の製造方法によれば、基部101同士を連結する工程を経ることなく、平板400から管体保持部材100を成形することができるため、容易に管体保持部材100を製造することが出来る。

また、管体300(図6)の外径寸法に応じて製作された金型(図示せず)を用いて口

10

20

30

40

10

ックリング(図示せず)を製造することなく、容易に管体保持部材100を製造することが出来る。

### [0045]

### [他の実施形態]

上記実施形態では、管体保持部材 1 0 0 に、基部 1 0 1 同士の連結位置 1 0 5 に第 1 開口部 1 0 3 が形成されるものとしたが、第 1 開口部 1 0 3 の位置は連結位置 1 0 5 には限られない。また、管体保持部材 1 0 0 が、第 1 開口部 1 0 3 を備えない構成としてもよい

### [0046]

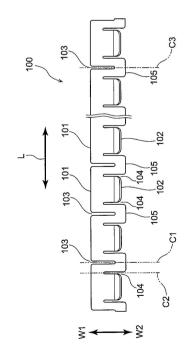
また、管体保持部材100が、第2開口部104を備えるものとしたが、第2開口部104を備えない構成としてもよい。

### 【符号の説明】

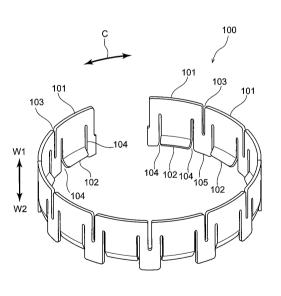
### [0047]

100…管体保持部材、101…基部、102…爪部、103…第1開口部、104… 第2開口部、201…管継手、203…管体挿入空間、300…管体、301…管体の外 表面、400…平板(板状体)

## 【図1】

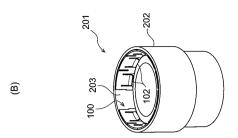


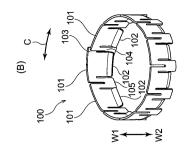
### 【図2】

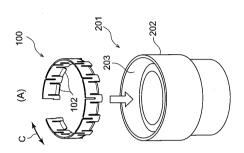


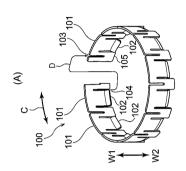
【図4】

【図3】

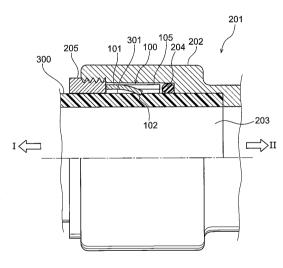




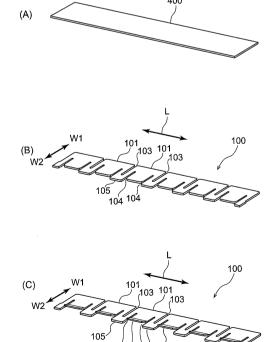




【図5】



【図6】



## フロントページの続き

## (56)参考文献 米国特許出願公開第2011/0309611(US,A1)

特開昭 6 1 - 2 0 1 9 8 7 ( J P , A ) 特開昭 5 6 - 0 9 7 6 8 8 ( J P , A ) 特開昭 5 1 - 0 7 6 6 2 6 ( J P , A )

## (58)調査した分野(Int.CI., DB名)

F 1 6 L 3 7 / 1 2 F 1 6 L 1 9 / 0 8 F 1 6 L 2 1 / 0 8